

決算特別委員会環境厚生分科会

H 2 8 . 9 . 1 6 (金)

午後 3 時 4 0 分 ~

場所：第 1 委員会室

1 開 会

2 事務事業評価対象事業の論点整理

- (1) ごみ減量・資源化等推進事業経費
- (2) 生活困窮者自立支援事業経費
- (3) 老人クラブ育成経費
- (4) 地域生活支援事業経費

3 その他

(1) 審査日程

- ・ 9 月 2 0 日 (火) 1 0 : 3 0 ~ 所管分調査 (市立病院、環境市民部)
- ・ 9 月 2 1 日 (水) 1 0 : 0 0 ~ 現地視察 (生活相談支援センター)
1 1 : 0 0 ~ 所管分調査 (健康福祉部)
- ・ 9 月 2 3 日 (金) 1 0 : 0 0 ~ 事務事業評価
分科会採決

事務事業評価 論点整理資料

(1)【ごみ減量・資源化等推進事業経費】																													
内 容	<p>ごみの分別資源化事業 ごみの減量事業（集団回収報奨金、生ごみ処理機器購入者・集じん箱等設置者への補助金交付） ごみの啓発事業（クリーンかめおか推進会議へ補助金交付）</p>																												
選 定 理 由	<p>集団回収報奨金を出す必要はあるのか。 ごみの推移を見ていくものも必要。 廃プラスチック類が多く、ごみの構成が変わり、困難に至っている。 分別収集ができていない地域と、できていない地域がある。 エコトピア亀岡の状況はどうなのか。</p>																												
論 点																													
参 考	<p>資源ごみ集団回収：報奨金（5円/kg） H28～（4円/kg）に減額。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 決算</th> <th>H26 決算</th> <th>H27 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付団体(延べ)</td> <td style="text-align: center;">468</td> <td style="text-align: center;">490</td> <td style="text-align: center;">486</td> </tr> <tr> <td>新聞 (kg)</td> <td style="text-align: center;">2,020,300</td> <td style="text-align: center;">1,949,520</td> <td style="text-align: center;">1,812,640</td> </tr> <tr> <td>雑誌 (kg)</td> <td style="text-align: center;">650,680</td> <td style="text-align: center;">626,250</td> <td style="text-align: center;">611,290</td> </tr> <tr> <td>ダンボール(kg)</td> <td style="text-align: center;">498,400</td> <td style="text-align: center;">492,950</td> <td style="text-align: center;">479,940</td> </tr> <tr> <td>古布 (kg)</td> <td style="text-align: center;">204,480</td> <td style="text-align: center;">194,220</td> <td style="text-align: center;">192,610</td> </tr> <tr> <td>計 (kg)</td> <td style="text-align: center;">3,373,860</td> <td style="text-align: center;">3,262,940</td> <td style="text-align: center;">3,096,480</td> </tr> </tbody> </table> <p>これまでの取り組み（H27 決算特別委員会より） 昭和59年度：乾電池の分別収集開始 平成2年度：缶・ビンの分別収集開始 平成5年度：集じん箱等の設置への補助金交付 平成9年度：ごみ減量リサイクル機器への補助を実施 平成12年度：ペットボトル拠点回収開始 平成14年度：資源ごみ集団回収への報奨金制度を創設（15年1月から実施） 平成15年度：不燃性粗大ごみの有料個別回収・家庭用ごみ袋の有料指定袋化 平成18年度：小学校ペットボトル回収 平成20年度：蛍光灯拠点回収 平成25年度：スプレー缶、ライター分別収集 平成26年度：プラスチック製容器包装・ペットボトル分別収集</p>		H25 決算	H26 決算	H27 決算	交付団体(延べ)	468	490	486	新聞 (kg)	2,020,300	1,949,520	1,812,640	雑誌 (kg)	650,680	626,250	611,290	ダンボール(kg)	498,400	492,950	479,940	古布 (kg)	204,480	194,220	192,610	計 (kg)	3,373,860	3,262,940	3,096,480
	H25 決算	H26 決算	H27 決算																										
交付団体(延べ)	468	490	486																										
新聞 (kg)	2,020,300	1,949,520	1,812,640																										
雑誌 (kg)	650,680	626,250	611,290																										
ダンボール(kg)	498,400	492,950	479,940																										
古布 (kg)	204,480	194,220	192,610																										
計 (kg)	3,373,860	3,262,940	3,096,480																										

H27.9 事務事業評価（H26 年度決算） 【 継続（改革改善）】

論 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量に向けて、これまでの取り組み結果と今後の見通しは。 ・エコトピア亀岡の今後の見通しは。 ・クリーンかめおか推進会議の今後の方向性は。 ・生ごみ処理機への補助金事業は効果的なものとなっているか。
意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンかめおか推進会議のあり方を工夫すること。

H25.9 事務事業評価（H24 年度決算） 【 継続（改革改善）】

参
考

論 点	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機等補助金の有効性について、活用状況と費用対効果や効果の測定方法は。 ・クリーンかめおか推進会議に対する補助内容と減量化資源化効果は。 ・ペットボトル拠点回収の取組結果、今後の事業展開や方向性は。 ・集団回収報奨の資源化効果は。 ・資源化委託業務の資源化効果は。 ・生ごみ減量化の状況と他の処理方法との比較は。 ・新たなごみ分別拡大、資源化についての検討調査結果は。
意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識の向上を目指す啓発に、より一層努められたい。 ・分別収集の拡大に努められたい。 ・成果の取り方について改善を求める。 ・クリーンかめおか推進会議のあり方を見直し、市民参画の工夫を図られたい。

別紙会議録（抜粋）参照

事務事業評価 論点整理資料

(2)【生活困窮者自立支援事業経費】

内容	平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る手前の段階での生活困窮者の自立支援事業を実施。
選定理由	市がやっても良い事業を委託している。事業の中身は。 市役所との連携はどうなっているのか。 生活保護の事務がどのようにされていて、外部の相談機関にどう繋いでいるのか。 委託先が赤字を出していることはないのか。
論点	

事務事業評価 論点整理資料

(3)【老人クラブ育成経費】

内 容	健康、友愛、奉仕を柱に活動を行う単位老人クラブ、市老人クラブ連合会への運営補助。																										
選 定 理 由	敬老事業経費を減らすなら、例えば老人クラブを頑張る等の考えはあるのか。																										
論 点																											
参 考	<p>亀岡市単位老人クラブ運営補助金：@46,560円×クラブ数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 決算</th> <th>H26 決算</th> <th>H27 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラブ数</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td style="text-align: center;">51</td> </tr> <tr> <td>補助金額(円)</td> <td style="text-align: right;">2,653,920円</td> <td style="text-align: right;">2,607,360</td> <td style="text-align: right;">2,374,560</td> </tr> </tbody> </table> <p>亀岡市老人クラブ連合会運営補助金 { @72円×会員数 + 194,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり講演会 262,000円 グラウンド・ゴルフ大会 158,000円 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 決算</th> <th>H26 決算</th> <th>H27 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員数</td> <td style="text-align: center;">3,001</td> <td style="text-align: center;">2,848</td> <td style="text-align: center;">2,705</td> </tr> <tr> <td>補助金額(計)</td> <td style="text-align: right;">830,072円</td> <td style="text-align: right;">819,056</td> <td style="text-align: right;">808,760</td> </tr> </tbody> </table>				H25 決算	H26 決算	H27 決算	クラブ数	57	56	51	補助金額(円)	2,653,920円	2,607,360	2,374,560		H25 決算	H26 決算	H27 決算	会員数	3,001	2,848	2,705	補助金額(計)	830,072円	819,056	808,760
	H25 決算	H26 決算	H27 決算																								
クラブ数	57	56	51																								
補助金額(円)	2,653,920円	2,607,360	2,374,560																								
	H25 決算	H26 決算	H27 決算																								
会員数	3,001	2,848	2,705																								
補助金額(計)	830,072円	819,056	808,760																								

事務事業評価 論点整理資料

(4)【地域生活支援事業経費】

<p>内容</p>	<p>障害者総合支援法に基づく市町村事業として地域生活を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 ・コミュニケーション支援 ・移動支援 ・日常生活用具給付事業 ・地域活動支援センター事業 ・更生訓練費給付事業 ・訪問入浴サービス事業 				
<p>選定理由</p>	<p>一般的には、身体障害者にはサービスが行き届いているが、精神障害者には、なかなか行き届いていない現状がある。 ひきこもりは相談窓口になかなか行きつかず、問題が起きて初めて相談に行かれる。相談事業が実際どれだけ機能しているのか。 相談業務委託が、現在サービスを受けている人だけの相談窓口になっているのではないか。</p>				
<p>論点</p>					
<p>参考</p>	<p>H26.9 事務事業評価（H25 年度決算） 【 継続（拡充） 】</p> <table border="1" data-bbox="229 1323 1406 1673"> <tr> <td data-bbox="229 1323 360 1525"> <p>論点</p> </td> <td data-bbox="360 1323 1406 1525"> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の具体的な内容について 委託先と情報を共有して連携ができているのか。 ・地域に障害者の方がどれだけいて、支援の必要な人に広く十分な施策が行われているのか。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1525 360 1673"> <p>意見</p> </td> <td data-bbox="360 1525 1406 1673"> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先と情報共有を行い、必要な人に必要な支援ができるよう、支援の内容を明らかにして施策の充実を図りたい。 </td> </tr> </table> <p>別紙会議録（抜粋）参照</p>	<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の具体的な内容について 委託先と情報を共有して連携ができているのか。 ・地域に障害者の方がどれだけいて、支援の必要な人に広く十分な施策が行われているのか。 	<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先と情報共有を行い、必要な人に必要な支援ができるよう、支援の内容を明らかにして施策の充実を図りたい。
<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の具体的な内容について 委託先と情報を共有して連携ができているのか。 ・地域に障害者の方がどれだけいて、支援の必要な人に広く十分な施策が行われているのか。 				
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先と情報共有を行い、必要な人に必要な支援ができるよう、支援の内容を明らかにして施策の充実を図りたい。 				

事務事業評価「ごみ減量・資源化等推進事業」選定理由関連部分抜粋
(平成25年9月26日)

[質疑]

問 資源ごみ集団回収報奨金について、16年度以降あまり変化がないが、回収し売却した金額は市に入るのか。

答 24年度は183団体の登録があり、各団体が新聞紙等を回収し、古紙回収業者に売却。その際の重量により、市から10キロ当たり5円の報奨金を回収団体に支出している。

問 売却費を各団体が受け取っているなら、報奨金を出す意味がないのではないのか。費用対効果はあるのか。

答 集団回収で資源化回収されない場合は、桜塚クリーンセンターで焼却されることになる。その際の処理費用はトンあたり3万8000円であるが、報奨金ではトンあたり5000円となり、差し引き3万2000円安くなる。かつ、循環資源として活用されることにより、多大な効果を発揮している。

問 エコトピア亀岡を開設してからの、埋め立て率はどれくらいか。

答 24年度計画の埋立量が3万3055m³に対し、24年度末の実績が2万3593m³である。9462m³計画より少なく20ヶ月の延命状況。

問 今後の埋立期間は。また、エコトピア亀岡の閉鎖後の検討は。

答 エコトピア亀岡は15年で15万m³を計画しており、19年度に開設し残り9年である。現在、閉鎖後の検討をしている。

問 処分場の決定には時間が必要であり、現在から準備していかないといけない。残り9年ということだが、並行して次の計画を行うべきでないか。

答 エコトピア亀岡の開設に10数年かかったのは事実であり、次の計画を考える時期である。現在20カ月の延命であるが、今後プラスチックごみの分別により更なる延命を図っていきたい。地元には15年の計画で説明しており、延命策も含め再度説明が必要である。埋立処分については本市独自の分と、焼却灰を大阪湾フェニックスに持っていく分があり、両方を含めた活用を考えていく必要がある。

問 プラスチック製容器包装等を分別するにあたり、ペットボトルはリサイクル協会での処理と考えるが、プラスチック製容器包装の処理手法は。

答 来年度からプラスチック製容器包装等ペットボトルを新たに分別する。現在はプラスチック容器を基本的に埋め立てている。拠点回収分は収集し中間処理業者に運搬しているが、全市的に取り組むとペットボトルの回収が127トン、埋め立て量が3.9%減少する。容器包装は、市が収集運搬を行い、容器包装リサイクル協会がリサイクル処理を行う。

問 新たな分別収集による減量化の試算は。

答 モニター収集結果による試算では、ペットボトルとプラスチック製容器包装を含め全市的に取り組んだ場合、資源量809トンの収集となり、42%の削減率になる。

問 成果にある前年比1.4%減について、21年度と比較した場合の数値は。

答 21年度と比較すると2.2%減。

問 成果にあるごみ減量削減量390トンを用換算した場合の金額は。

答 処理経費がトンあたり3万8000円であり、1482万円。

問 P77、資源化売却収入が約1330万円、ごみ減量削減の費用換算が約1400万円、計2700万円のコスト削減。対する支出が職員の人件費を含めて約4100万円であり、差し引きすると支出の方が多いが、埋立処分場の延命効果、炉の延命や燃料等の消耗部分の軽減を考えると様々な部分で効果がでていると思うが、前年度比1.4%、現時点で2.2%の削減率は、計画通り進んでいる状態か。

答 25年3月にごみ処理基本計画を策定し、25年度が初年度であり、2.2%が適正に進んでいるのかを含め、今後計画を実施するなかで目標値の達成に向けて努力をしていきたい。

問 単年度毎の目標値は設定していないのか。

答 中間目標を29年度に設けており、5年間で8.9%の削減。1年あたりにすると1.78%の削減率となり、概ね計画どおりと考える。

問 この事業だけでは測れない効果があり、波及効果も見極めないといけない。仮にコストが高かついたとしても社会的貢献度の部分をどう見るか、日本全体、地球全体にも影響する。プラスが出るとは思えないが、極力その差は小さい方が良い。この事業はコストが明確にでるので、今後は考えられる効果についても記載いただきたい。

答 ごみ処理は、色々な効果を期待して施策展開している。15年度の有料ごみ袋実施時にも、様々な施策展開を行った。ごみとして処理する場合と資源として処理する場合の費用の差、また集団回収の報酬金を支払うなど、インセンティブを行う中で施策展開をしている。今後更に一歩進んでごみの分別をする場合、焼却炉に与える影響、埋立処分場にかかるコストを総合的にみて、成果として市民に公表していくべきと考えている。

[理事者]

この事業の進め方、広報について改善が必要なのは認識する。生ごみ処理機の補助のあり方は、市民あってのことであり十分に考えていきたい。クリーンかめおか推進会議は、廃棄物処理法5条8にもとづき委嘱しており、クリーンかめおか推進会議からの提案、提言をもとに政策展開したという経緯があり、集団回収補助金の創設などの提言や実施について推進員に活躍いただいている。ただ役割については、もう一度趣旨を確認する必要がある。生ごみ分別について、地域集団で取り組む課題として調査を実施している。新たな技術革新を見据える中で研究課題として、異物問題がある程度解決されないと難しいと考える。また、生ごみを完全に排除すると焼却炉の温度の制御が難しくなり影響が出る。総合的な判断をする中で、市民の立場に立った施策の展開をしていかねばならない。

【 事務事業評価「地域生活支援事業経費」抜粋（平成26年9月25日） 】

[質疑]

問 目に見えない障害を持っている方について、理解を深めるための活動や支援体制は。

答 精神障害の場合は、まず地域からの相談により、近所の人々が接し方が分からないということからつながる場合が多い。精神障害の人は怖い、どう対応していいかわからないという声が出てくるが、精神障害の人を支えるには、地域の人々が近場で関わりを持つことが大切である。しかし、最初は不安のほうが大きく、拒否から入る。時間はかかるが、まずは出会っていただく場として、相談支援や他の事業を通じて、理解を広げていく手法を取り組んでいる。

問 障害者の就労支援はどのように行っているのか。

答 相談支援ネットワークの中に、国の就労支援相談事業所として、障害者就労・生活支援センターがある。市の相談支援、支援センター、ハローワークと連携しながら対応している。登録者は約350人で、平成25年度は約40名がセンターを通じて一般就労に結びついている。

問 亀岡市内の就労先はどれくらいか。

答 平成25年度に就労した約40名のほとんどが亀岡市内である。

問 委託成果の報告はどのようにされるのか。

答 相談支援ネットワーク会議を毎月開催しており、個別相談を重ねるなかで、個別の相談を全体の施策に結びつけると言う手法で支援をしている。

問 それはネットワーク会議のあり方で、それぞれの委託事業の報告をどのように受けているのか。

答 例えば亀岡市障害者相談支援センターお結びの実績報告は、相談人数302名のうち新規129名。年間を通じた生活支援の成果として、不登校や入院時の付き添いなど、柔軟な制度利用を可能にし、社会資源を増やすことができたなど、様々な事例の報告を年間の実績報告でいただいている。

問 そのような個別の報告を、週報や月報などで亀岡市が把握しているか。1年間の最後に実績報告で受けているのかどうか。

答 毎月1回、相談支援ネットワーク会議で、相談事例にかかる情報交換をしている。

問 委託事業先から、亀岡市が毎月報告書を受けているのかどうか。

答 資料3枚目に主な相談支援等連携の実績を記載している。

問 委託先から定期的に月報等を受け取っているのかどうか。

答 報告書は1年間に前期と後期の2回提出をいただいている。

問 年2回の報告から、行政施策に反映されたことはあるのか。

答 連携や報告を通じて、いまある制度基準の緩和などが成果として反映されている。

問 それを基に、新たな制度の立案はあるか。

答 平成25年度に新たな制度の立案はないが、制度の基本的マニュアルはその都度修正をしている。

問 資料3枚目、地域活動支援センター事業について、信和福祉会が圭の家を設置されているが、他にはないのか。

答 地域活動支援センター「圭」は、定員10名程度で、突然行っても居場所を提供する事業として開設いただいている。精神障害の方は、利用人数が多い場合に居場所が確保できない方もいる。既存の作業所の中に、日中一時支援事業として、毎日通うところではなくて、いっときの居場所を提供していただく事業も実施している。ただし、それだけでは資源が足りないという状況で、より小規模の5人程度で、地域に気軽に寄れるサロンをボランティアの支援を受けながら増やすべきという意見をいただいている。

問 そのような活動の場は、市内に何ヶ所あるのか。

答 日中一時支援の事業所が何ヶ所かある。ボランティアを中心に運営している事業所は2ヶ所。

問 その事業予算は、このなかに入っているのか。

答 今回の評価対象事業には入っていない。

問 市の持ち出しが大変増えていると説明されたが、その金額は。

答 資料3枚目に、3事業の決算内訳を示している。地域生活支援事業の補助対象は、国2分の1、府4分の1であるが、国が予算の範囲内という補助になっており、国が今年度の補助金を一方的に内示してくる。平成24年度の補助率は100%であったが、平成25年度は88.15%であった。

問 補助対象から外れた金額は。

答 補助対象事業費1688万9968円のうち、本来の補助額は1266万7千円になるが、実際の補助金は約1100万円であり、約160万円が市の持ち出しである。

問 委託先と情報を共有して連携できているのか。

答 資料3枚目に連携の実績がある。委託先から実績を前期と後期に分けて報告いただいているが、相談支援ネットワーク会議10回、随時個別ケース会議212回、随時連携訪問85回、子どもに関わる相談支援ネットワーク会議3回、障害福祉課担当と地域活動支援センターと相談機関と連携して精神障害者グループワーク交流サロン「はあと」を32回実施、丹波支援学校卒業生進路相談調整会議22回、教育委員会の修学指導委員会に初めての参加、発達障害支援にかかる圏域普通高校との懇談会1回、圏域相談支援ネットワーク会議12回、相談支援担当者個別困難ケース支援検討会議9回が委託先に任せきりではなく、日々連携を行い市が関わった実績である。

問 支援の必要な人に広く十分な施策が行われているのか。

答 亀岡市障害者相談支援センターお結びの相談302名のうち、129名が新規

の相談者であり、突然に相談が出てくる事例も増えており、実際の相談対象人数の把握が難しく、現在の相談支援を担当している障害福祉課や委託先、相談支援者でも足りない状況である。

問 302名が相談に来られた結果、サロンや色々な活動に参加できるようになったなど、支援の受皿についてはどうか。

答 相談はきっかけであり、最終的な支援ではない。実際に通う場所が見つかり、生活のリズムを確保することが結果となる。最初に既存の資源に結びつき、昼間に通うところができても、帰った後も社会参加をしたいなど、その人のニーズに合わせて相談支援は継続され、ひとつ資源に結びついたからそれで終わりとはならない。ニーズが増えれば増えるほど、資源がこれで足りるということはない。

問 多角的な支援が必要な方の場合、必要なデータを共有するためのネットワークはあるのか。

答 相談支援センターの個別支援計画を基に、利用される作業所がそれぞれ個別計画を連携して作成する。

問 身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員の人数は。

答 身体障害者相談員9名、知的障害者相談員4名、精神障害者相談員2名である。精神障害者相談員は2名のため、他の相談機関と連携する中でカバーをしている。身体障害者相談員、知的障害者相談員は、当事者や当事者家族から推薦をいただき、相談員になっていただいている。

問 相談は障害者として認定された方のみか。

答 障害認定を受けた方だけの相談でなく、障害の判定が分からない状態からの、一般相談を含めてである。

問 障害を認定する認定者の人数は。

答 亀岡市では認定をしていない。身体障害者手帳は国の制度である。精神障害は府の制度で精神障害者手帳、知的障害者手帳を発行している。障害サービスの対象になる障害の定義は、国の身体障害者手帳で、府が発行する精神障害者手帳や知的障害者手帳は障害福祉サービスの対象の必須条件ではない。

問 認定には国や府に行かないといけないのか。

答 身体障害者の方が、障害福祉サービスを利用する時は、身体障害者手帳が必須になる。精神障害者や知的障害者の方は、医療機関の医師の意見書や京都府の判定機関の判定書で障害福祉サービスの対象とすることができる。

問 資料1にある相談新専門員設置経費と障害者相談員設置経費は直営事業。相談支援事業委託経費は委託事業で365日24時間態勢である。直営事業と委託事業の件数に開きがあるのは何故か。委託料の積算根拠は。

答 国の指針により、市町村が相談委託できるのは、委託相談の指定を受けている事業所である。亀岡福祉会と花ノ木は一般相談事業所として府の指定を受けており、亀岡市一般相談を委託しているが、委託をしなくても相談支援をする事業所になっている。積算根拠について、花ノ木への委託料200万円は、障害福祉課

が直接採用している専門医の人件費相当額を根拠にしている。亀岡福祉会は、相談支援専門医の配置として、正職員2名、嘱託専門職員2名のうち1名を障害当事者であるピアカウンセラーとして、人件費を積算している。

問 委託経費の主なものは人件費か。

答 そのとおりである。

問 直営と委託で相談業務行っているのは何故か。

答 基本的に亀岡市が相談事業の実施主体である。市に専門の相談員を置いて相談業務を実施しているが、市の時間外や休日に対応していただける相談窓口を、更に地域に設置をしている。

[評価]

- ・必要な人に十分な施策が行われているのか、何がどれだけ足りないのかを明らかにしていく必要がある。
- ・委託先と情報共有を行い、個々の相談に応じた施策実施を心がけていただきたい。
- ・本来は市が行う事業を委託しているのであり、人件費等の費用について現実を見ながら必要であれば予算要求をして拡充されたい。
- ・受けておられる人数が少なく感じるときは、積極的に向くぐらゐの気持ちで努力をされたい。医療連携についても、今以上の連携を行い情報共有をしながら、実施されたい。
- ・事業を良い方向にするために、全体の進捗状況の把握に努め実施されたい。

[理事者]

亀岡市は障害者窓口を1ヶ所に定めず、障害者が何処で誰に相談されても、必要な人に必要な支援が行われるようなチームで実施し、相談支援員や相談機関の人件費等の予算を組んでいる。社会型参加事業は、効率と効果から考え、市が単独で行うより、専門機関のネットワークが軽い民間法人に委託をしている。改善点については、予算に反映できるようにしていきたい。亀岡市は、障害の有無に関わらず地域の中で人格や個性が尊重され、お互いが充実した生活を送ることのできる社会を目指している。現在、新たに障害者福祉基本計画、第4期亀岡市障害福祉計画の策定をしており、十分に施策が充実していくよう進めている。議員各位の支援と協力をお願いします。